

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成29年8月7日付けで行った、法5条1項及び法施行規則18条の各規定に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、これらのことから、本件処分の取消しを求めている。

日常生活のさまざまな場面における諸症状を総合的に判断しても、本件児童は、2級に相当するものとして例示する程度に至っているものと認められるべきである。特に排泄については一人で全くできず、衝動性が高いため車道に飛び出してしまう、声をかけても止まらないという行動は、法施行令別表第三における障害の認定要領2・(3)・イ及び特別児童扶養手当障害程度認定基準第7節・2・E（発達障害）・(3)が2級に相当するものとして例示

する内容に該当し、診断した医師も、知的障害以上に日常生活では多大な支援を必要とすると認めている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年1月18日	諮問
平成30年2月20日	審議（第18回第3部会）
平成30年3月16日	審議（第19回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母等に対して支給されるものである。そして、支給要件に該当すべき「障害児」については、法2条1項において、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、同条5項は、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は政令で定めるとしている。

(2) これを受けて、政令である法施行令は、1条3項において、

法 2 条 5 項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三（以下「政令別表」という。）に定めるとおりとし、政令別表において各級の障害の状態を定めている（別紙 2 参照。ただし、本件児童の障害の状態は、本件診断書が様式第 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、当該障害に関連する部分のみを抜粋した。）。

- (3) また、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）が定められており、さらに、認定要領の別添 1 において、各傷病別の具体的な障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）が定められている。

法 39 条の 2 の規定は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定要領及び認定基準は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

- (4) 認定要領 2 では、障害の認定について、以下のよう定めている（ただし、精神の障害に関連する部分のみを引用する。）。

- ① 認定要領 2・(3)では、精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うとする。

そして、認定要領 2・(3)・アは、政令別表における 1 級の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（別紙 2・1 級の 9 及び 10 参照）とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活におい

て常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうとし、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであるとする。

また、認定要領 2・(3)・イは、政令別表における 2 級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（別紙 2・2 級の 1 5 及び 1 6 参照）とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとする。

② 認定要領 2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で、適正な認定を行うとする。

③ 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うとする。

なお、本件児童の障害の状態は、本件診断書が様式第 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

(5) 認定基準第 7 節・2 においては、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、

「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」の6つに区分するとしている。

そして、本件児童の場合、本件診断書によると、「障害の原因となった傷病名」の項目に「自閉症スペクトラム、知的障害」と記載され（別紙1・1）、知的障害に関する記載（同5及び7）及び発達障害に関する記載（同5及び8）があることから、以下、認定基準のうち、知的障害及び発達障害に関するものについて触れておく。

ア 認定基準第7節・2・D・(2)は、「知的障害」における障害の程度について、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級としている。なお、標準化された知能検査による知能指数でいうと、「おおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」としている。

認定基準第7節・2・D・(3)は、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」、「知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としており、また、同(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう

努める。」としている。

イ 認定基準第7節・2・E・(2)は、「発達障害」について、「たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」、「発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としている。

認定基準第7節・2・E・(3)は、「発達障害」における障害の程度について、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級としており、また、同(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

(6) 法施行規則1条は、法5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求には、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書を添付して、都道府県知事に提出すべき旨を定めている。したがって、特別児童扶養手当の受給資格について、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあるか否かに関する都道府県知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして、総合的に判断すべきものであると解せられる。

2 以上を前提に、請求人の特別児童扶養手当の受給資格について、

本件診断書の記載に基づいて、以下、検討する。

(1) 本件児童の障害の程度について

ア 知的障害について

本件児童の知能障害等については、2歳11か月時に行われた新版K式発達検査で「DQ63」とされ、「軽度」と判定されている（別紙1・5・(1)及び7・(1)・ア）ことから、認定基準第7節・2・D・(2)によれば、本件児童は1級相当にも2級相当にも該当しない。

そして、本件診断書によれば、本件児童は「言語発達遅滞を伴う自閉症スペクトラムと診断」され、平成26年12月から幼児の小集団療育を受けているが、転帰は「軽快」とされている（別紙1・5）。また、日常生活能力の程度については、①食事「半介助」、「不器用さあり、食事は手で食べていることがある。」、②洗面「全介助」、③衣服「ボタン不能」、「ぴったりした服だと脱げない。」、④入浴「半介助」、⑤睡眠「問題なし」などとされている（別紙1・13）。

これらのことからすると、知能・発達指数のみならず、日常生活のさまざまな場面における本件児童の諸症状を総合的に判断しても、認定要領2・(3)・イが2級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、…家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」、及び、認定基準第7節・2・D・(2)が2級に相当するものとして例示する「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られる」という程度に至っているものとは認められない。

イ 発達障害について

本件診断書によれば、本件児童の発達障害に関連するものとして、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」がみられ、具体的症状としては、「こだわりが強く、療育にいく電車や乗る車両などもこだわりがある。言葉の遅れが目立っているが、本人なりには伸びてきた。集団行動にのりにくい。」とされている（別紙1・8）。問題行動及び習癖については、「興奮」、「多動」、「排泄の問題（便失禁）」及び「食事の問題（偏食）」がみられ、具体的症状としては、「自分の思うようにいかないとかんしゃくを起こし、大声を出す、足で地団駄を踏むなどがある。多動で、じっと座っていることは難しい。排便はまだ一度もトイレでできたことがない。」とされている（別紙1・11）。また、日常生活能力の程度については、①排泄「おむつ必要」、「排便はまだ全くトイレでできない。」、②危険物「全くわからない」、「衝動性が高いため車道に飛び出してしまう、声をかけても止まらない。」などとされている（別紙1・13）。

これらのことからすると、本件児童は、対人関係や意思疎通において困難があることが認められる。しかし、問題行動は、自分の思いどおりにならない時に癇癢を起こすとされており、興奮は限定した場面に限られていること、また、多動・衝動性の高さ、こだわりの強さ等がみられるものの、要注意度は「随時一応の注意を必要とする」程度とされている（別紙1・14）ことから、日常生活のさまざまな場面における本件児童の諸症状を総合的に判断しても、排泄や危険の認知について一定の問題はあるものの、認定要領2・(3)・イが2級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行っては

いけないもの、すなわち、…家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」、及び、認定基準第7節・2・E・(3)が2級に相当するものとして例示する「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」という程度に至っているものとまでは認められない。

ウ 上記ア及びイで検討したところからすると、本件児童の障害の状態は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（2級）に至っているとは認められないものであり、政令別表に定める障害の状態については、「非該当」とであると判断することが相当である。

(2) したがって、請求人は、特別児童扶養手当の支給要件に該当する者には当たらないと判断せざるを得ないものである。

3 上記2のとおり、本件児童の障害の状態は、法2条5項に規定する障害程度には該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、所見として、「知的障害については、軽度知的障害程度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない」とし、審査結果として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

したがって、審査医の審査結果に基づき、処分庁が、本件児童は法2条5項に規定する障害の程度の状態にあるとは認められず、ひいては同条1項にいう障害児には当たらないとして行った本件処分について、違法又は不当なものということとはできない。

4 ところで、請求人は、本件審査請求書の別紙において、棄却された場合には、認定される行動などの具体例を提示するよう求めているが、上記2及び3に述べたところにより、本件処分の適法性又は妥当性に関して必要とされる検討を尽くし、その結論が明

らかとなった以上、かかる具体例の提示は必要であるとまではいえない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)